

(別紙)

○漏えい等事案のご報告先について（都道府県知事免許事業者の場合）

都道府県知事免許事業者の漏えい等事案の報告先は、各都道府県となります。個人情報取扱事業者である宅地建物取引業者は、規則第7条各号事由が生じた場合には、速やかに、免許行政庁である都道府県知事にご報告いただくようお願いします。

※ご報告の際は、別記様式第一をメールに添付し、各都道府県の宅地建物取引業担当者までご送付ください。

○漏えい等事案のご報告先について（国土交通大臣免許事業者の場合）

国土交通大臣免許事業者の漏えい等事案の報告先は、各地方整備局となります。個人情報取扱事業者である宅地建物取引業者は、規則第7条各号事由が生じた場合には、速やかに、免許行政庁である各地方整備局にご報告いただくようお願いします。

※ご報告の際は、別記様式第一をメールに添付し、各地方整備局の宅地建物取引業担当者までご送付ください。

3 添付資料（ご参考）

- ・別添1「権限委任先府省庁等の変更について」
- ・別添2「個人情報保護法に基づく権限の委任について」
- ・別添3「個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種等及び府省庁並びに当該業種等における漏えい等事案発生時の報告先」
- ・別添4「地方支分部局の長等への権限の委任の状況」
- ・別添5「地方公共団体の長等が処理する事務」

※別添2ないし5については個人情報保護委員会HPで公表されています。

URL (<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kengenInin/>)

※条文につきましては、個人情報保護委員会HPをご参照ください。

URL (<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>)

<担当課>

国土交通省不動産・建設経済局不動産課

TEL 03-5253-8111（代表）

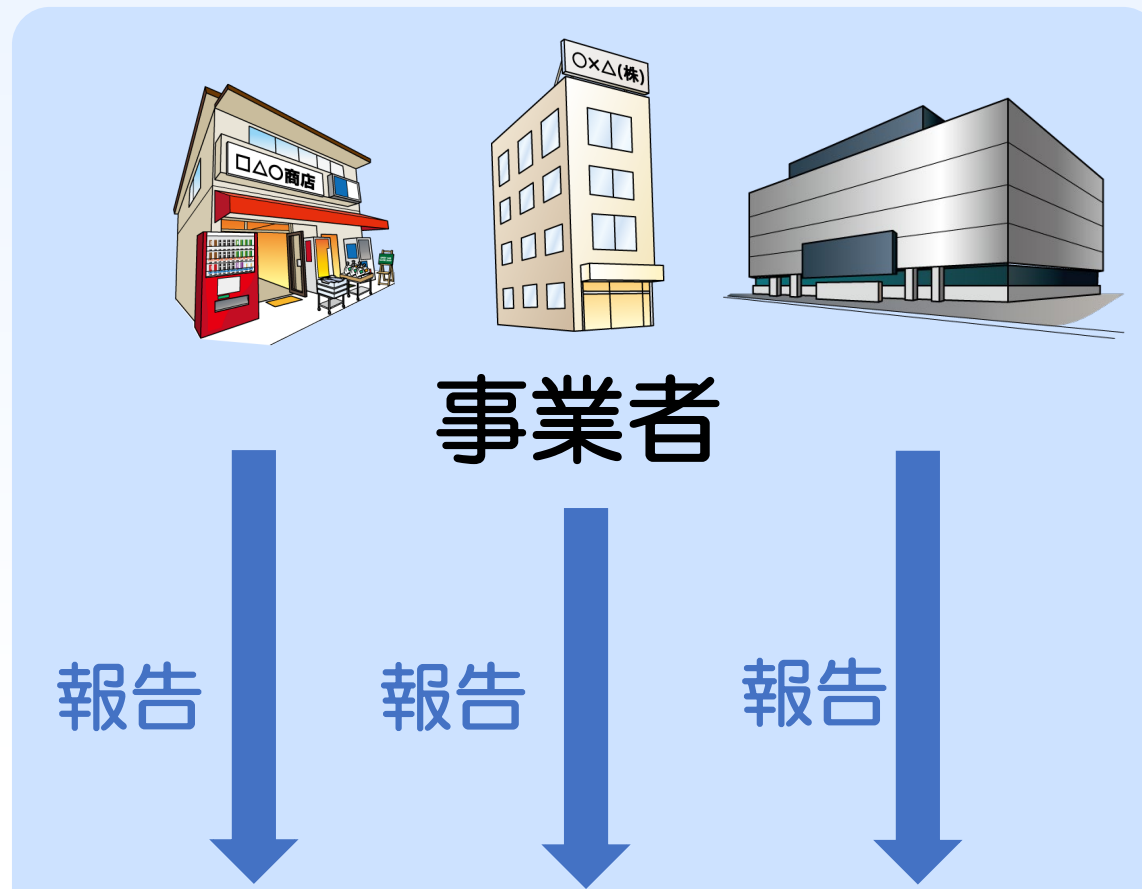
※個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度に関する一般的なご質問は、直接個人情報保護委員会へお問い合わせください。

個人情報保護法相談ダイヤル（個人情報保護委員会）

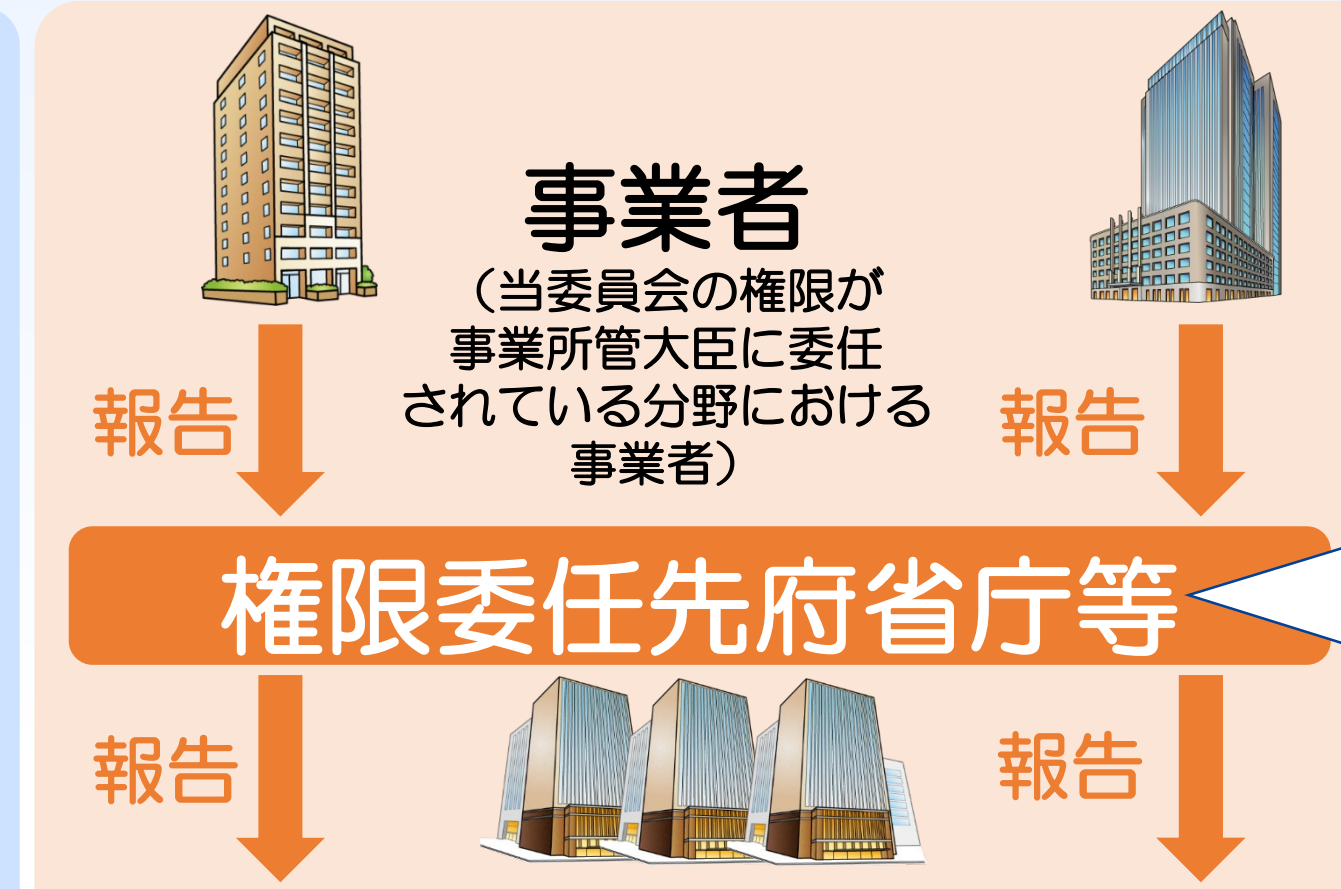
TEL 03-6457-9849

漏えい等報告の報告先について

原則 (直接報告)



当委員会の権限が事業所管大臣に 委任されている分野における事業者



ホーム | 委員会について | 広報・お知らせ | 個人情報保護法等 | マ

個人情報保護委員会 > 個人情報保護法等 > 権限の委任

権限の委任

■ 個人情報保護法に基づく権限の委任について (PDF : 137KB)

■ 個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種等及び府省庁並びに当該業種等

▶ 【簡略版】 (PDF : 229KB)

▶ 【詳細版】 (PDF : 247KB)

■ 地方支分部局の長等への権限の委任の状況 (PDF : 156KB)

■ 地方公共団体の長等が処理する事務 (PDF : 145KB)

※ 対象となる事業者については、
当委員会ホームページ上で確認
可能。（「漏えい等の対応」内）

個人情報保護委員会

権限委任先府省庁等に変更されることがございますので、
報告前に都度ご確認ください。



権限の委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲、
委任の期間及び報告の期間

（令和４年４月１日時点）

事業所管大臣	委任しようとする事務の範囲 （法第 26 条第 1 項、第 143 条第 1 項、第 159 条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 99 条、第 101 条、第 103 条、第 105 条、第 106 条、第 108 条及び第 109 条、第 160 条並びに第 161 条の規定による権限に関する事務のうち、次に掲げる事業に係るもの）	委任の期間	報告の期間
内閣総理大臣 （内閣府本府）	株式会社地域経済活性化支援機構	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	1 か月
内閣総理大臣 （金融庁）	金融庁所管業者 （一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置して事業を営む貸金業者、平成 17 年改正保険業法の公布の際に特定保険業を行っていた民法第 34 条の規定により設立された法人のうち新法人への移行登記をした前日に都道府県知事の監督に服していた認可特定保険業者、都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合連合会・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会及び都道府県の区域を越えない区域を地区とする農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合を除く。）		
内閣総理大臣 （警察庁）	警察共済組合		
国家公安委員会	犯罪被害者等早期援助団体及び暴力追放運動推進センター		
内閣総理大臣 （復興庁）	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
総務大臣	電気通信業、放送業、郵便事業、信書便事業、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
法務大臣	債権管理回収業、公証業務及び更生保護事業		
財務大臣	株式会社日本政策投資銀行、株式会社商工組合中央金庫、生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構、日本投資者保護基金、銀行等保有株式取得機構、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
厚生労働大臣	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構及び株式会社地域経済活性化支援機構		
農林水産大臣	農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、農		

	林中央金庫、ＪＡバンク支援協会、ＪＦマリンバンク支援協会、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者及び特定承継会社（※） ※ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成８年法律第１１８号）附則第２６条第１項に規定する特定承継会社		
経済産業大臣	包括信用購入あっせん業、個別信用購入あっせん業、信用保証協会、前払式割賦販売業、前払式特定取引業、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、株式会社商工組合中央金庫、指定信用情報機関及び認定割賦販売協会		
国土交通大臣	宅地建物取引業、マンション管理業、賃貸住宅管理業及び特定転貸事業者等（※）、不動産特定共同事業、不動産鑑定業並びに住宅宿泊管理業		

（※）賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和２年法律第６０号）第２８条に規定する特定転貸事業者等をいい、特定転貸事業者又は勧誘者（特定転貸事業者が特定賃貸借契約の締結についての勧誘を行わせる者をいう。）を指す。

**個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種等及び府省庁
並びに当該業種等における漏えい等事案発生時の報告先【詳細版】**

業種等	府省庁	漏えい等事案発生時の報告先
株式会社地域経済活性化支援機構	内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省	内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
金融庁所管業者（※１）	金融庁	金融庁、財務局、財務支局 又は地方公共団体（※２）
犯罪被害者等早期援助団体	国家公安 委員会	都道府県公安委員会
暴力追放運動推進センター		・都道府県暴力追放運動推進センターについては、都道府県公安委員会 ・上記以外については、国家公安委員会
警察共済組合	警察庁	警察庁
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	復興庁 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	復興庁 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省
電気通信業	総務省	総合通信局又は沖縄総合通信事務所
放送業		総合通信局又は沖縄総合通信事務所
郵便事業		総務省
信書便事業		・一の総合通信局又は沖縄総合通信事務所の管轄区域内の特定信書便事業者については、総合通信局又は沖縄総合通信事務所 ・上記以外については、総務省
債権管理回収業	法務省	法務省
公証業務		・法務局又は地方法務局の管轄区域内の公証人については、法務局又は地方法務局 ・上記以外については、法務省
更生保護事業		・保護観察所又は地方更生保護委員会が所管する更生保護事業者については、保護観察所又は地方更生保護委員会 ・上記以外については、法務省
株式会社日本政策投資銀行 生命保険契約者保護機構 損害保険契約者保護機構 日本投資者保護基金 銀行等保有株式取得機構	財務省	財務省
株式会社商工組合中央金庫	財務省 経済産業省	財務省 経済産業省
農業協同組合	農林水産省	・都道府県の区域を越え、かつ地方農政局の管轄区域を越える地区とするものについては、農林水産省 ・都道府県の区域を越え、かつ地方農政局の管轄区域内を地区とするものについては、地方農政局 ・上記以外については都道府県
農業協同組合連合会		・都道府県の区域を越え、かつ地方農政局の管轄区域を越える地区とするもの及び北海道の区域を地区とするものについては、農林水産省 ・都府県（沖縄県を除く）の区域を地区とするもの及び都府県の区域を越え、かつ地方農政局の管轄区域内を地区とするものについては、地方農政局 ・沖縄県の区域を地区とするものについては沖縄総合事務局 ・上記以外については、都道府県
農業信用基金協会		農林水産省

JF マリンバンク支援協会 漁業信用基金協会 農林中央金庫 J Aバンク支援協会 特定信用事業代理業者 特定信用事業電子決済等代行業者 農林中央金庫代理業者 農林中央金庫電子決済等代行業者 特定承継会社（※3）		
漁業協同組合 水産加工業協同組合		・都道府県の区域を越える区域を地区とするものについては、農林水産省 ・上記以外については、都道府県
漁業協同組合連合会 水産加工業協同組合連合会 共済水産業協同組合連合会		・都道府県の区域以上の区域を地区とするものは、農林水産省 ・上記以外については、都道府県
漁業生産組合		都道府県
商品先物取引業 商品先物取引仲介業	農林水産省 経済産業省	農林水産省 経済産業省
包括信用購入あっせん業 個別信用購入あっせん業		経済産業省
信用保証協会 前払式割賦販売業 前払式特定取引業 指定信用情報機関 認定割賦販売協会	経済産業省	経済産業省
宅地建物取引業		・二以上の都道府県内で営業している宅地建物取引業者については、各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局 ・単一の都道府県内でのみ営業している宅地建物取引業者については、都道府県
マンション管理業 賃貸住宅管理業及び特定転貸事業者等（※4） 住宅宿泊管理業		地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局
不動産特定共同事業	国土交通省	・二以上の都道府県内で営業している不動産特定共同事業者については、各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局 ・単一の都道府県内でのみ営業している不動産特定共同事業者については、都道府県（1号事業者及び2号事業者に限る。）
不動産鑑定業		・二以上の都道府県内に事務所を設ける不動産鑑定業者については、各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局 ・単一の都道府県内でのみ事務所を設ける不動産鑑定業者については、都道府県

（※1）一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置して事業を営む貸金業者、平成17年改正保険業法の公布の際に特定保険業を行っていた民法第34条の規定により設立された法人のうち新法人への移行登記をした前日に都道府県知事の監督に服していた認可特定保険業者、都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合連合会・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会及び都道府県の区域を越えない区域を地区とする農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合を除く。なお、表中の他の「業種等」欄に金融庁が共管となっている業種が記載されている箇所があるが、それらの「府省庁」欄及び「漏えい等事案発生時の報告先」欄に重ねて金融庁とは付記していない。

（※2）詳細は「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」問IV-7参照。

（※3）農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号）附則第26条第1項に規定する特定承継会社。

（※4）賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）第28条に規定する特定転貸事業者等（いい、特定転貸事業者又は勧誘者（特定転貸事業者が特定賃貸借契約の締結についての勧誘を行わせる者をいう。）を指す。

地方支分部局の長等への権限の委任の状況について

(令和4年4月1日時点)

個人情報保護 委員会から権限の 委任を受ける 事業所管大臣	委任しようとする事務の範囲 (法第26条第1項、第143条第1項、第159 条において読み替えて準用する民事訴訟法(平 成8年法律第109号)第99条、第101条、第 103条、第105条、第106条、第108条及び第 109条、第160条並びに第161条の規定による 権限に関する事務のうち、次に掲げる事業に係 るもの)	委任の期間	事業所管大臣から 権限の委任を受ける 職員の官職	委任しようとする 事務の範囲	委任の期間
内閣総理大臣 (内閣府本府)	株式会社地域経済活性化支援機構	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	—	—	—
内閣総理大臣 (金融庁)	金融庁所管業者 (一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務 所を設置して事業を営む貸金業者、平成17年 改正保険業法の公布の際に特定保険業を行っ ていた民法第34条の規定により設立された法人 のうち新法人への移行登記をした前日に都道府 県知事の監督に服していた認可特定保険業者、 都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協 同組合連合会・漁業協同組合連合会・水産加工 業協同組合連合会及び都道府県の区域を越えな い区域を地区とする農業協同組合・漁業協同組 合・水産加工業協同組合を除く。)	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	—	—	—
内閣総理大臣 (警察庁)	警察共済組合	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	—	—	—
国家公安委員会	犯罪被害者等早期援助団体及び 暴力追放運動推進センター	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	—	—	—
内閣総理大臣 (復興庁)	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	—	—	—

総務大臣	電気通信業、放送業及び信書便事業	令和４年４月１日から 令和５年３月３１日まで	総合通信局長 沖縄総合通信事務所長	電気通信事業、放送業及び信書便事業（一の総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長の管轄区域内の特定信書便事業に限る。）に係るもの	令和４年４月１日から 令和５年３月３１日まで
	郵便事業、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		—	—	—
法務大臣	公証業務及び更生保護事業	令和４年４月１日から 令和５年３月３１日まで	法務局長	公証業務に係るもの （法務局が所掌しているものに限る。）	令和４年４月１日から 令和５年３月３１日まで
			地方法務局長	公証業務に係るもの （地方法務局が所掌しているものに限る。）	令和４年４月１日から 令和５年３月３１日まで
			地方更生保護委員会 委員長	更生保護事業に係るもの （地方更生保護委員会が所掌しているものに限る。）	令和４年４月１日から 令和５年３月３１日まで
			保護観察所長	更生保護事業に係るもの （保護観察所が所掌しているものに限る。）	令和４年４月１日から 令和５年３月３１日まで
	債権管理回収業		—	—	—
財務大臣	株式会社日本政策投資銀行及び	令和４年４月１日から	財務局長（財務支局に	株式会社日本政策投資銀	令和４年４月１日から

	株式会社商工組合中央金庫	令和5年3月31日まで	あつては、財務支局長)	行及び株式会社商工組合中央金庫に係るもの	令和5年3月31日まで
	生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構、日本投資者保護基金、銀行等保有株式取得機構、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		—	—	—
厚生労働大臣	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構及び株式会社地域経済活性化支援機構	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	—	—	—
農林水産大臣	農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、農林中央金庫、JAバンク支援協会、JFマリンバンク支援協会、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者及び特定承継会社(※) ※ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成8年法律第118号)附則第26条第1項に規定する特定承継会社	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	—	—	—

経済産業大臣	包括信用購入あっせん業、個別信用購入あっせん業、信用保証協会、前払式割賦販売業、前払式特定取引業、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、株式会社商工組合中央金庫、指定信用情報機関及び認定割賦販売協会	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	—	—	—
国土交通大臣	宅地建物取引業、マンション管理業、賃貸住宅管理業及び特定転貸事業者等（※）並びに住宅宿泊管理業	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	地方整備局長又は北海道開発局長	宅地建物取引業、マンション管理業、賃貸住宅管理業及び特定転貸事業者等並びに住宅宿泊管理業に係るもの（地方整備局長又は北海道開発局長が所掌しているものに限る。）	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
	不動産特定共同事業及び不動産鑑定業		—	—	

（※）賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）第28条に規定する特定転貸事業者等をいい、特定転貸事業者又は勧誘者（特定転貸事業者が特定賃貸借契約の締結についての勧誘を行わせる者をいう。）を指す。

個人情報保護法に基づく地方公共団体の長等が処理する事務について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 165 条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）第 38 条では、法第 26 条第 1 項、第 143 条第 1 項、第 159 条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 99 条、第 101 条、第 103 条、第 105 条、第 106 条、第 108 条及び第 109 条、第 160 条並びに第 161 条に規定する権限が事業所管大臣又は金融庁長官に委任された場合において、他の法令により事業者に対する報告徴収又は検査権限に属する事務の全部又は一部が地方公共団体の長等の事務とされているときは、当該地方公共団体の長等が上記条項に規定する権限に属する事務を行うこととされています。

令第 38 条の規定に基づき、地方公共団体の長等が行う上記条項に規定する権限の対象となる事業者のうち、個人情報保護委員会で把握しているものは次のとおりです。

【概 要】

府省庁名	法令数	対象事業者数
警察庁	2	2
金融庁	7	8
農林水産省	4	9
国土交通省	3	4

地方公共団体の長等が処理する事務

令和4年4月1日現在

府省庁名	根拠法令	対象事業者	執行機関	共管府省庁
国家公安委員会	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	都道府県暴力追放運動推進センター	都道府県公安委員会	—
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	犯罪被害者等早期援助団体	都道府県公安委員会	—
金融庁	労働金庫法	一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫	都道府県知事	—
	信用保証協会法	信用保証協会	都道府県知事（市町村の区域を越えない場合には市町村長）	経済産業省
	農業協同組合法	信用事業を行う都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会	都道府県知事	農林水産省
	水産業協同組合法	信用事業を行う都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会	都道府県知事	農林水産省
	中小漁業融資保証法	都道府県の区域を地区とする漁業信用基金協会	都道府県知事	農林水産省
	農業信用保証保険法	農業信用基金協会	都道府県知事	農林水産省
	不動産特定共同事業法	一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して事業を営む不動産特定共同事業者	都道府県知事	国土交通省

府省庁名	根拠法令	対象事業者	執行機関	共管府省庁
農林水産省	農業協同組合法	都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会（信用事業を行う都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。）	都道府県知事	—
	農業協同組合法	信用事業を行う都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会	都道府県知事	金融庁
	水産業協同組合法	信用事業を行う都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会	都道府県知事	金融庁
	水産業協同組合法	都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（信用事業を行う都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会を除く。）	都道府県知事	—
	水産業協同組合法	共済水産業協同組合連合会（都道府県の区域を超える区域を地区とする共済水産業協同組合連合会を除く。）	都道府県知事	—
	水産業協同組合法	漁業生産組合	都道府県知事	—
	水産業協同組合法	都道府県の区域を超えない区域を地区とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会	都道府県知事	—

府省庁名	根拠法令	対象事業者	執行機関	共管府省庁
	中小漁業融資保証法	都道府県の区域を地区とする漁業信用基金協会	都道府県知事	金融庁
	農業信用保証保険法	農業信用基金協会	都道府県知事	金融庁
国土交通省	不動産特定共同事業法	一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して事業を営む不動産特定共同事業者	都道府県知事	金融庁
	宅地建物取引業法	一の都道府県の区域内のみ事務所を設置して事業を営む宅地建物取引業者	都道府県知事	—
	不動産の鑑定評価に関する法律	二以上の都道府県に事務所を設ける不動産鑑定業者以外の不動産鑑定業者	都道府県知事	—
	不動産の鑑定評価に関する法律	その事業が二以上の都道府県にわたる不動産鑑定士等の団体以外の不動産鑑定士等の団体	都道府県知事	—